

消 防 消 第 1 7 7 号
消 防 地 第 4 7 1 号
令 和 7 年 5 月 2 8 日

各都道府県消防防災主管部(局)長 殿

消 防 庁 消 防 ・ 救 急 課 長
消防庁国民保護・防災部地域防災室長
(公 印 省 略)

消防職団員の安全管理等（熱中症対策）の再徹底について（通知）

消防職団員の安全管理（熱中症対策）については、各消防本部において運用されている安全管理マニュアル等に基づき、その徹底を図っていただいているところですが、夏季期間を中心に毎年のように熱中症に起因する事故が発生している状況にあります。

また、気象庁の発表によれば、今年の夏（6～8月）の平均気温は、全国的に高い見込みとなっていることから、より一層の対策が求められるところです。

このことから、貴職におかれましては、各消防本部、各消防学校及び各消防団に対し、下記に示す熱中症対策における留意事項、「熱中症対策実行計画」（令和5年5月30日閣議決定）、環境省が発表する「暑さ指数（WBGT）」等を参考にしながら、消防職団員の安全管理及び健康管理に万全を期すよう周知願います。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 熱中症対策における留意事項

- (1) 事前の体調管理を徹底し、体調不良の隊員は訓練への参加を控える。
- (2) 訓練時においては、水分摂取ができるよう環境を整備するとともに、塩分の摂取にも配慮する。また、災害時においては、こまめな水分補給ができるように、必要に応じて補給隊を配置するなど体制の整備を図る。
- (3) 夏季や長時間の活動時には、体調の異変を感じる前に、防火衣の中にアイスパック等を装着したり、活動途中に水を流し込むなど身体の冷却を図る。
- (4) 必要に応じて休息をとるなどして、安全な場所で防火衣や防火帽の離脱を行い、防火衣内等に蓄積された熱を外気に放出させ、身体を冷却する。
- (5) 熱中症対策には、暑熱順化トレーニングが有効であるため、夏期に向けて計画的に暑熱順化を形成すること。

なお、指揮者等は各隊員の暑熱に対する耐性に個人差があることを認識するとともに、過度な暑熱順化トレーニングは避け、現場活動に支障を来さないよう配慮

すること。

- (6) 所属長等は、各隊員の活動管理等において安全配慮義務が課せられていることを十分に認識し、各隊員の生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すること。

訓練時における安全管理マニュアル（抜粋）

（２）訓練時の安全配慮義務

安全配慮義務とは、地方公共団体と地方公務員の関係でいえば、地方公共団体が、所属の地方公務員に対し、地方公共団体が公務遂行のために設置すべき場所、施設若しくは、器具等の設置管理、又は、地方公務員が上司の指示のもとに遂行する公務の管理に当たって、当該公務員の生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務である。

２ 熱中症対策を講じる上で考慮すべき指標等

- (1) 暑さ指数（WBGT:Wet Bulb Globe Temperature：湿球黒球温度）

暑さ指数（WBGT）は、熱中症を予防することを目的として 1954 年にアメリカで提案された指標です。単位は気温と同じ摂氏度（℃）で示されますが、その値は気温とは異なります。暑さ指数（WBGT）は人体と外気とのやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射など周囲の熱環境、③気温の 3 つを取り入れた指標です。

なお、暑さ指数が 28℃（厳重警戒）を超えると熱中症患者が著しく増加する傾向が見られます。

- (2) 熱中症警戒アラート（熱中症警戒情報）・熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）

環境省と気象庁が連携した「熱中症警戒アラート」及び「熱中症特別警戒アラート」が全国で運用されています。

「熱中症警戒アラート（熱中症警戒情報）」は、府県予報区等内において、いずれかの暑さ指数情報提供地点における、翌日・当日の日最高暑さ指数（WBGT）が 33（予測値）に達する場合に発表され、「熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）」は、都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が 35（予測値）に達する場合等に発表されるものです。

※「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」が令和 6 年 4 月 1 日に施行され、従来の「熱中症警戒アラート」が「熱中症警戒情報」として法に位置づけられたほか、一段上の「熱中症特別警戒情報」が創設されました。

3 その他

労働安全衛生規則の一部が改正され、令和 7 年 6 月 1 日より施行することとされています。本改正において、熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際、熱中症による健康障害を防止するために講ずるべき体制整備、講ずるべき措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知が事業者には義務付けられることとなりますので、各消防本部及び各消防学校におかれては、各市町村の安全衛生担当課等とも情報共有を図りながら、遺漏なく対応していただくようお願いします。

別添資料

- 別添 1 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」
(令和 7 年 5 月 20 日付け基発 0520 第 6 号厚生労働省労働基準局長通知)
- 別添 2 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」
(令和 7 年 5 月 21 日付け総行安第 33 号総務省自治行政局公務員部安全構成推進室長通知)
- 別添 3 「熱中症対策実行計画」 (令和 5 年 5 月 30 日閣議決定)

参考資料

- 熱中症 環境保健マニュアル (環境省 2022 年改訂)
https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php
- 熱中症予防のための情報・資料サイト (厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/
- 職場における熱中症予防情報 (厚生労働省)
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>
- 熱中症に関連する気象情報 (気象庁)
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>

【消防職員に関すること】

消防庁消防・救急課

職員第一係 小川・能登

電 話 : 03-5253-7522

E-Mail : shokuin@soumu.go.jp

【消防団員に関すること】

消防庁国民保護・防災部地域防災室

消防団係 山下・青山・高橋・筒井

電 話 : 03-5253-7561 FAX : 03-5253-7535

E-Mail : syobodan@ml.soumu.go.jp

基 発 0520 第 6 号
令和 7 年 5 月 20 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 57 号。以下「改正省令」という。）については、令和 7 年 4 月 15 日に公布され、同年 6 月 1 日から施行することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

職場における熱中症による労働災害は、近年の気候変動の影響から、夏期において気温の高い日が続く中、ここ数年は増加傾向にあり、令和 6 年における休業 4 日以上之死傷災害は、1,195 人と調査開始以来最多となっている。特に、死亡災害については、3 年連続で 30 人以上となっており、労働災害による死亡者数全体の約 4 % を占める状況にあるなど、その対策が重要となっている。熱中症による死亡災害の原因の多くは、初期症状の放置、対応の遅れによることから、熱中症の重症化を防止し、死亡災害に至らせないよう、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐために事業者が講ずべき措置等について、新たな規定を設けるものである。

第 2 改正省令の概要

1 事業者が熱中症による健康障害を防止するために講ずるべき体制整備と関係作業への周知

事業者は、熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当

該作業に従事する者が当該作業に従事する他の者に熱中症が生じた疑いがあることを発見した場合にその旨を報告させる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならないこととしたこと。

2 事業者が熱中症による健康障害を防止するために講ずるべき措置の実施手順の作成と関係作業への周知

事業者は、熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体冷却、必要に応じての医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその手順を周知させなければならないとしたこと。

第3 細部事項

1 改正省令関係

(1) 共通事項

ア 「熱中症」とは、高温多湿な環境下において、体内の水分や塩分（ナトリウム等）バランスが崩れる、体温の調整機能が破綻する等して、発症する障害の総称であること。

イ 「暑熱な場所」とは、湿球黒球温度（WBGT）が28度以上又は気温が31度以上の場所をいい、必ずしも事業場内外の特定の作業場のみを指すものではなく、出張先で作業を行う場合、労働者が移動して複数の場所で作業を行う場合や、作業場所から作業場所への移動時等も含む趣旨であること。

また、「暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業」とは、上記の場所において、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれる作業をいうこと。

なお、非定常作業、臨時の作業等であっても上記の条件を満たすことが見込まれる場合は対象となること。

ウ 暑熱な場所に該当するか否かは、原則として作業が行われる場所で湿球黒球温度又は気温を実測することにより判断する必要があるが、例えば、通風のよい屋外作業について、天気予報（スマートフォン等のアプリケーションによるものを含む。）、環境省の運営する熱中症予防情報サイト等の活用によって判断可能な場合には、これらを用いても差し支えないこと。

なお、熱中症を生ずるおそれのある作業に該当しない場合であっても、作業強度や着衣の状況によっては、熱中症のリスクが高まることから、事業者は、改正省令に準じた対応を行うよう努めること。

エ 「当該作業に従事する者」（以下「作業者」という。）とは、労働者だけでなく、労働者と同一の場所において当該作業に従事する労働者以外の者を含むものであること。

オ 熱中症の症状の重篤化を防止するためには、熱中症が生じた疑いのある者について、早期の作業離脱や身体冷却、必要に応じ、医師の診察等を受けさせるための医療機関への搬送を迅速かつ的確に行うことが重要である。

このため、これらの措置が迅速かつ円滑に実施されるよう、①熱中症の自覚症状を有する作業者や熱中症が生じた疑いのある作業者を発見した者がその旨を報告するための体制を事業場ごとにあらかじめ整備しておくこと、②熱中症の自覚症状を有する作業者や熱中症が生じた疑いのある作業者への対応に関し、事業場の緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先並びに必要な措置の内容及び手順を事業場ごとにあらかじめ作成しておくこと、③当該体制や手順等について作業者へ周知することを事業者が義務付けるものであること。

なお、作業者に熱中症が生じたことが疑われる場合には、WBGT値や作業時間等にかかわらず、作成した手順を踏まえ、適切に対処することが重要であること。ただし、状況によっては、あらかじめ作成した手順どおりに措置を講ずることが難しい場合も考えられることから、このような場合は、熱中症の症状の重篤化を防ぐ観点から、何らかの合理的な措置を講じることが望ましい。

カ 改正により新設される労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第612条の2は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。第4の2（1）において「安衛法」という。）第22条に基づくものであり、個々の事業者に対し、措置義務が課されるものであること。

また、建設現場にみられるような混在作業であって、同一の作業場で複数の事業者が作業を行う場合は、当該作業場に関わる元方事業者及び関係請負人の事業者のいずれにも措置義務が生ずるものであること。この場合の作業者に対する周知の方法

として、各事業者が共同して1つの緊急連絡先を定め、これを作業者の見やすい場所に掲示することや、メールでの送付、文書の配布等が考えられること。

なお、上記のような複数事業者が混在して作業を行う状況において当該措置が行われていなかった場合には、元方事業者のみに違反が生ずる訳ではなく、当該作業場に関わる全ての事業者にも同条違反が生ずるものであること。

キ 作業者の不調を発見するのは熱中症を生ずるおそれのある作業以外の作業に従事する者であることも想定されるため、熱中症を生ずるおそれのある作業が行われる場所で熱中症を生ずるおそれのある作業以外の作業を行う者も含め広く緊急連絡先等を周知することが望ましいこと。

(2) 報告体制の整備（第612条の2第1項（新設）関係）

ア 「報告をさせる体制の整備」には、熱中症を生ずるおそれのある作業が行われる作業場の責任者等報告を受ける者の連絡先及び当該者への連絡方法を定め、かつ明示することにより、作業者が熱中症を生ずるおそれのある作業を行っている間、随時報告を受けることができる状態を保つことが含まれるものであること。また、作業員から電話等による報告を受けるだけでなく、積極的に熱中症が生じた疑いのある作業員を早期に発見する観点から推奨される方法として、責任者等による作業場所の巡視、2人以上の作業員が作業中に互いの健康状態を確認するバディ制の採用、ウェアラブルデバイスを用いた作業員の熱中症のリスク管理、責任者・労働者双方向での定期連絡やこれらの措置の組合せなどが挙げられること。ただし、ウェアラブルデバイスによる管理については、必ずしも当該機器を着用した者の状態を正確に把握することができるわけではないため、他の方法と組み合わせる等により、リスク管理の精度を高めることが望ましいこと。

イ 「報告をさせる体制の整備」は「熱中症を生ずるおそれのある作業」が行われることが想定される作業日の作業開始前までに行っておく必要があるが、夏季の屋外作業のように、一定期間、暑熱環境下で作業を行うことが明らかな場合は、十分な余裕をもって体制を整え、当該作業に従事することが見込まれる者に周知しておくよう努めること。

なお、当該作業が、同一の従事者によって一定期間に連続し

て行われることが想定され、既に体制の整備及びその周知が講じられている場合には、当該措置を作業日ごとに重ねて実施する必要はないこと。

ウ 「周知」は、報告先等が作業者に確実に伝わる必要がある。その方法には、事業場の見やすい箇所への掲示、メールの送付、文書の配布のほか、朝礼における伝達等口頭によることがあり、原則いずれでも差し支えないが、伝達内容が複雑である場合など口頭だけでは確実に伝わることを担保されない場合や、朝礼に参加しない者がいる場合なども想定されるため、必要に応じて、複数の手段を組み合わせで行うこと。なお、熱中症の症状が疑われる場合の報告先については、必要に応じて、別添 1（掲示例）を参考にされたいこと。

また、現場で周知した結果の記録の保存までは法令では求めているが、労働基準監督署による確認に際しては、事業者として適切に対応することが求められること。

（3）手順等の作成（第612条の2第2項（新設）関係）

ア 手順等の作成の時期等については、（2）イと同様であること。

イ 手順等の「周知」の方法については、（1）カ及び（2）ウと同様であること。

ウ 「身体の冷却」としては、作業着を脱がせて水をかけること、アイスバスに入れること、十分に涼しい休憩所に避難させること、ミストファンを当てること等の被災者を体外から冷却する措置のほか、アイススラリー（流動性の氷状飲料）を摂取させる等の被災者を体内から冷却する措置が挙げられること。この間、容態が急変する場合があることから、熱中症を生じたおそれがある作業者を一人きりにすることなく、他の作業者等が見守ることが重要であること。

エ 「熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順等」は熱中症の重篤化を防止する観点から、事業場の体制や作業実態を踏まえて合理的に実施可能な内容とする必要があること。

手順等の作成に当たっては、必要に応じて、別添 2（手順例）を参考にされたいが、必ずしもこれらによらず、作業場所及び作業内容の実態を踏まえて、事業場独自の手順等を定めて差し支えないこと。

- なお、別添2の手順例①は、令和3年4月20日付け基発0420第3号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」により従前から示しているものであり、同手順例②は新たに示すものであるが、判断に迷う場合には、放置したり、措置を躊躇して先送りにせず、＃7119等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し、速やかに専門家の指示を仰ぐことが望ましいこと。
- オ 「熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順」等については、あらかじめ、事業場における緊急連絡網、搬送先となる医療機関の連絡先（当該医療機関の所在地を含む。）を定めた場合には、これらも含めて手順例等に記載することが望ましいこと。
- カ 熱中症については、帰宅後も含め、時間が経ってから症状が悪化することがある。このため、事業場における回復の判断は慎重に行うことが重要である。回復後の体調急変等により症状が悪化する場合は、直ちに医療機関を受診する必要があるため、その旨を回復後の作業者に十分理解させるとともに、体調急変時の連絡体制や対応（具合が悪くなったら本人や家族が救急搬送を要請する、事業者側から様子を伺うための連絡を取る等）を、事業場の実態を踏まえて、あらかじめ定めておくことが重要であること。

2 関係条文の解釈

- (1) 安衛則第606条の「暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場で、有害のおそれがあるもの」には、屋内作業場であって、改正安衛則第612条の2第1項に定める「熱中症を生ずるおそれのある作業」（第3の1（1）イの作業をいう。）が行われるものが含まれること。
- (2) 安衛則第614条の「著しく暑熱、又は多湿の作業場」において休憩設備を設ける場合には、直射日光を遮る、冷房設備を設置する、ミストファンを使用する等により、休憩設備の内部の温湿度を低下させる措置を講ずることが望ましいこと。
- (3) 熱中症を生ずるおそれのある作業が行われる場合には、安衛法第59条第1項に基づく雇入れ時等の安全衛生教育及び同法第60条に基づく職長等に対する安全衛生教育において、教育すべき事項とされている事故時等や異常時における措置には、今回の改正内容も含め、熱中症が疑われる者に対する応急措置が含まれるため、これらの教育の実施に当たっては留意する必要があること。

3 関係通達の改正について

- (1) 令和3年4月20日付け基発0420第3号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」を別紙1のとおり改正し、令和7年6月1日から適用すること。
- (2) 平成26年10月20日付け基発1020第2号「除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処分業務における安全衛生対策の推進について」の記の1(1)のウ中、「平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」」とあるのを「令和3年4月20日付け基発0420第3号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」」に改め、本日から適用すること。
- (3) 平成27年8月26日付け基発0826第1号「「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」の策定について」の別添1及び別紙2を別紙2のとおり改正し、令和7年6月1日から適用すること。

第4 施行期日

改正省令は、令和7年6月1日から施行することとしたこと。

事業場における報告先の掲示例

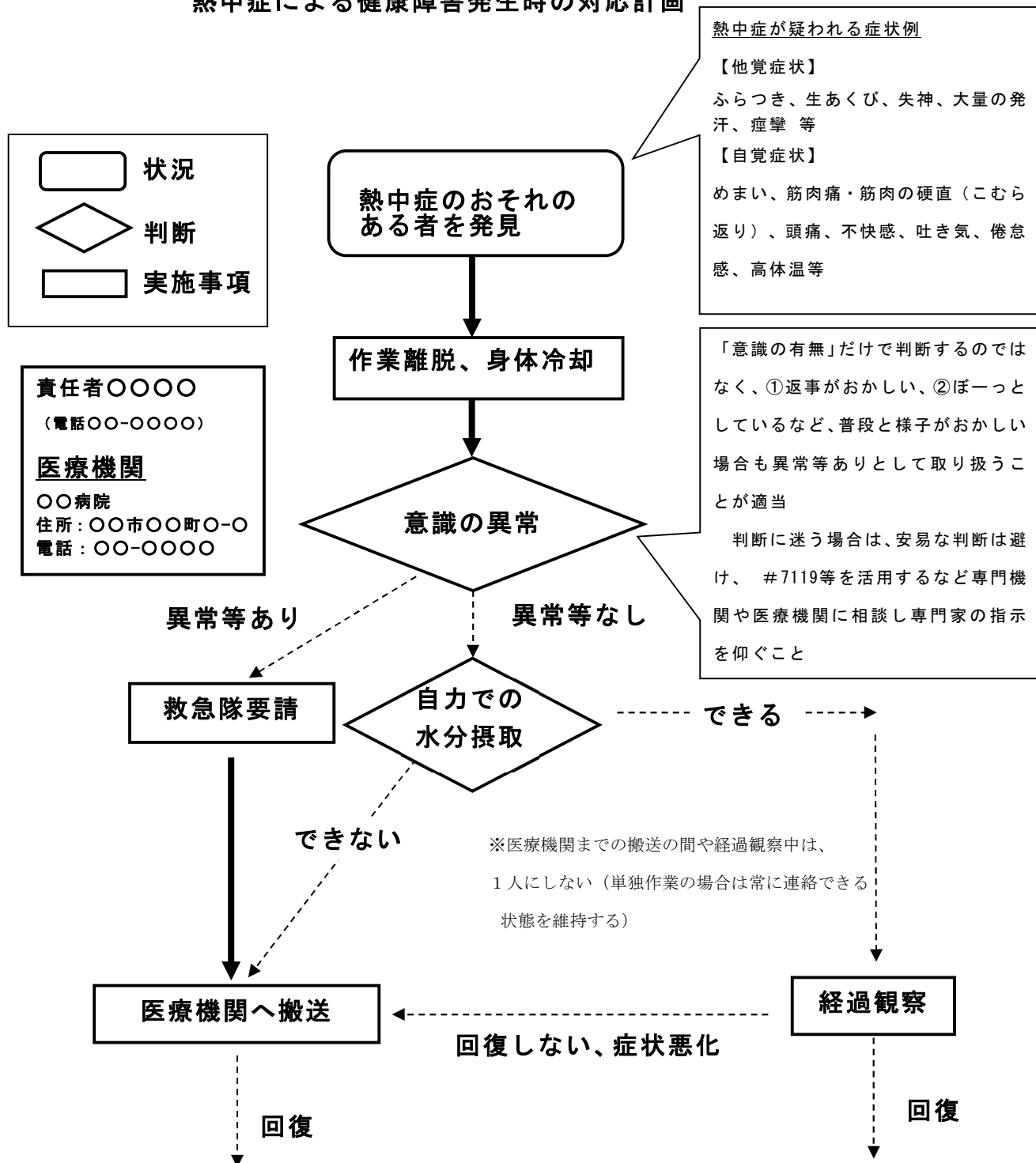
熱中症発生時（疑いを含む）の報告先

責任者〇〇〇〇（電話〇〇-〇〇〇〇）

代理 〇〇〇〇（電話〇〇-〇〇〇〇）

手順例①

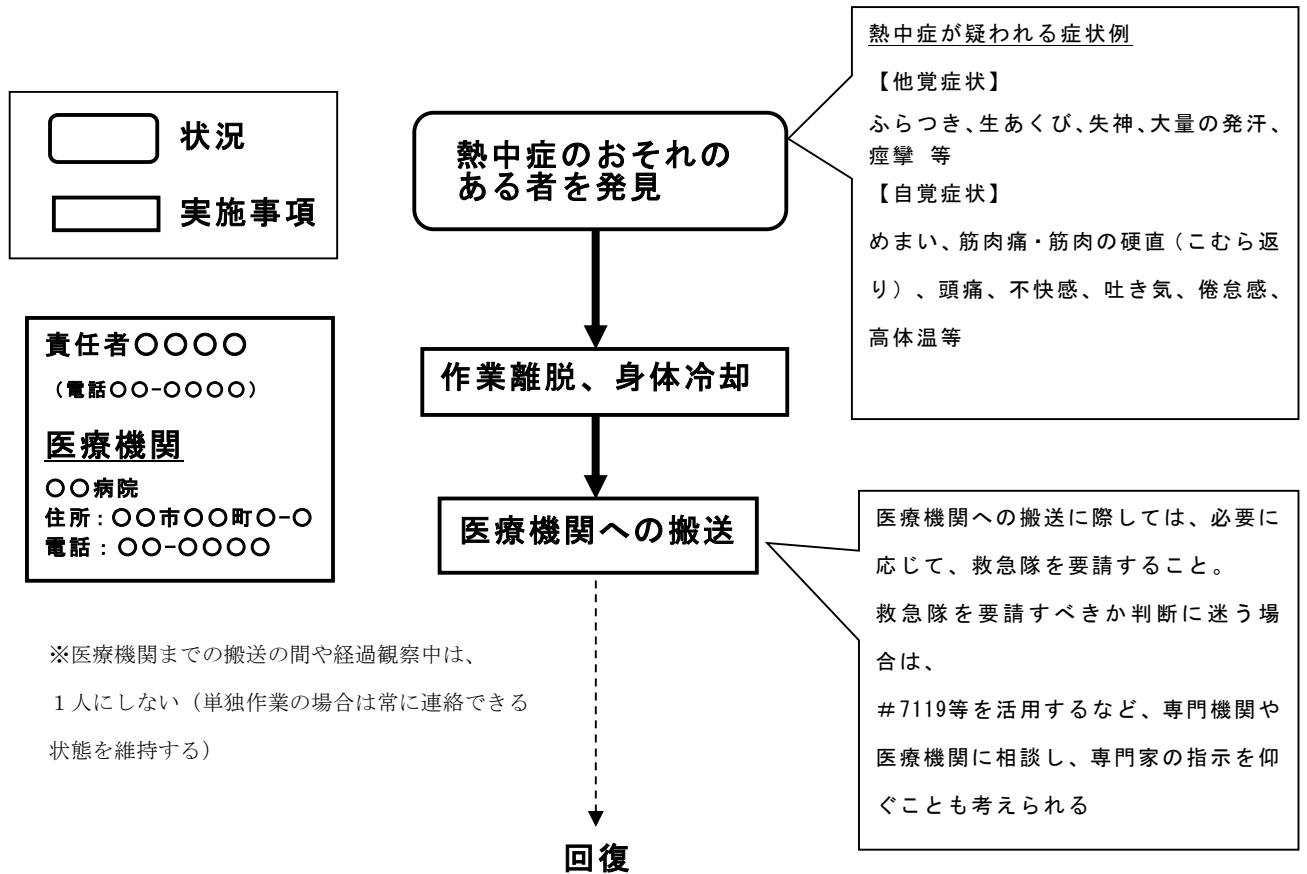
熱中症による健康障害発生時の対応計画



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておくこと

手順例②

熱中症による健康障害発生時の対応計画



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておくこと

基 発 0420 第 3 号

令和 3 年 4 月 20 日

一部改正 基 発 0726 第 2 号

令和 3 年 7 月 26 日

一部改正 基 発 0520 第 7 号

令和 7 年 5 月 20 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について

職場における熱中症の予防については、平成 17 年 7 月 29 日付け基安発第 0729001 号「熱中症の予防対策における WBGT の活用について」及び平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」に基づき対策を推進してきたところであるが、熱中症による休業 4 日以上の業務上疾病者数は依然として高止まりしており、死亡に至る事例も後を絶たない状況にある。

今般、日本産業規格 JIS Z 8504 が約 20 年ぶりに改正され、WBGT 基準値、着衣補正值等に関する改正が行われたこと等により、別紙のとおり、職場における熱中症予防基本対策要綱を定め、熱中症予防対策の一層の推進を図ることとしたところである。

については、関係事業場等において本要綱の内容が適切な安全衛生管理体制のもと、適切に実施されるよう指導等に遺漏なきを期されたい。

また、関係団体等に対して別添のとおり通知しているので、併せて了知されたい。

なお、本通達をもって、平成 17 年 7 月 29 日付け基安発第 0729001 号及び平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号通達は廃止する。

職場における熱中症予防基本対策要綱

第1 WBGT 値（暑さ指数）の活用

1 WBGT 値等

WBGT (Wet-Bulb Globe Temperature : 湿球黒球温度 (単位 : °C)) の値は、暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数 (式①又は②により算出) であり、作業場所に、WBGT 指数計を設置する等により、WBGT 値を求めることが望ましいこと。特に、熱中症予防情報サイト等により、事前に WBGT 値が表 1-1 の WBGT 基準値 (以下「WBGT 基準値」という。) を超えることが予想される場合は、WBGT 値を作業中に測定するよう努めること。

ア 日射がない場合

$$\text{WBGT 値} = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度} \quad \text{式①}$$

イ 日射がある場合

$$\text{WBGT 値} = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{気温 (乾球温度)} \quad \text{式②}$$

また、WBGT 値の測定が行われていない場合においても、気温 (乾球温度) 及び相対湿度を熱ストレスの評価を行う際の参考にすること。

2 WBGT 値に係る留意事項

表 1-2 に掲げる衣類を着用して作業を行う場合にあっては、式①又は②により算出された WBGT 値に、それぞれ表 1-2 に掲げる着衣補正値を加える必要があること。

また、WBGT 基準値は、健康な労働 (作業) 者を基準に、ばく露されてもほとんどの者が有害な影響を受けないレベルに相当するものとして設定されていることに留意すること。

3 WBGT 基準値に基づく評価等

把握した WBGT 値が、WBGT 基準値を超え、又は超えるおそれのある場合には、冷房等により当該作業場所の WBGT 値の低減を図ること、身体作業強度 (代謝率レベル) の低い作業に変更すること、WBGT 基準値より低い WBGT 値である作業場所での作業に変更すること等の熱中症予防対策を作業の状況等に応じて実施するよう努めること。それでもなお、WBGT 基準値を超え、又は超えるおそれのある場合には、

第2の熱中症予防対策の徹底を図り、熱中症の発症リスクの低減を図ること。ただし、WBGT 基準値を超えない場合であっても、WBGT 基準値が前提としている条件に当てはまらないとき又は着衣補正值を考慮した WBGT 基準値を算出することができないときは、WBGT 基準値を超え、又は超えるおそれのある場合と同様に、第2の熱中症予防対策の徹底を図らなければならない場合があることに留意すること。

上記のほか、熱中症の発症リスクがあるときは、必要に応じて第2の熱中症予防対策を実施することが望ましいこと。

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1) WBGT 値の低減等

次に掲げる措置を講ずること等により当該作業場所の WBGT 値の低減に努めること。

ア WBGT 基準値を超え、又は超えるおそれのある作業場所（以下単に「高温多湿作業場所」という。）においては、発熱体と労働者の間に熱を遮ることのできる遮へい物等を設けること。

イ 屋外の高温多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。

ウ 高温多湿作業場所に適度な通風又は冷房を行うための設備を設けること。
また、屋内の高温多湿作業場所における当該設備は、除湿機能があることが望ましいこと。

なお、通風が悪い高温多湿作業場所での散水については、散水後の湿度の上昇に注意すること。

(2) 休憩場所の整備等

労働者の休憩場所の整備等について、次に掲げる措置を講ずるよう努めること。

ア 高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。また、当該休憩場所は、足を伸ばして横になれる広さを確保すること。

イ 高温多湿作業場所又はその近隣に氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設けること。

ウ 水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行えるよう高温多湿作業場所に飲

料水などの備付け等を行うこと。

2 作業管理

(1) 作業時間の短縮等

作業の休止時間及び休憩時間を確保し、高温多湿作業場所での作業を連続して行う時間を短縮すること、身体作業強度（代謝率レベル）が高い作業を避けること、作業場所を変更すること等の熱中症予防対策を、作業の状況等に応じて実施するよう努めること。

(2) 暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に、暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。特に、梅雨から夏季になる時期において、気温等が急に上昇した高温多湿作業場所での作業を行う場合、新たに当該作業を行う場合、又は、長期間、当該作業場所での作業から離れ、その後再び当該作業を行う場合等においては、通常、労働者は暑熱順化していないことに留意が必要であること。

(3) 水分及び塩分の摂取

自覚症状以上に脱水状態が進行していることがあること等に留意の上、自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導するとともに、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認等により、定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図ること。特に、加齢や疾患によって脱水状態であっても自覚症状に乏しい場合があることに留意すること。

なお、塩分等の摂取が制限される疾患を有する労働者については、主治医、産業医等に相談させること。

(4) 服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。また、これらの機能を持つ身体を冷却する服の着用も望ましいこと。

なお、直射日光下では通気性の良い帽子等を着用させること。

(5) 作業中の巡視

定期的な水分及び塩分の摂取に係る確認を行うとともに、労働者の健康状態

を確認し、熱中症を疑わせる兆候が表れた場合において速やかに作業の中断その他必要な措置を講ずること等を目的に、高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行うこと。

(6) 連絡体制の整備

湿球黒球温度（WBGT）が 28 度以上又は気温が 31 度以上の場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業（以下 5 において単に「熱中症を生ずるおそれのある作業」という。）を行わせるときは、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 612 条の 2 第 1 項に基づき、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状がある場合や、当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨を報告させるための体制を整備し、関係者に周知すること。

報告体制の整備については、作業員から電話等による報告を受けることや（5）の巡視のほか、2 人以上の労働者が同時に作業を行うことにより互いの健康状態を確認させるバディ制の採用、ウェアラブルデバイスを用いた労働者の熱中症のリスク管理等があげられること。ただし、ウェアラブルデバイスによる管理については、必ずしも当該機器を着用した者の状態を正確に把握することができるわけではないため、他の方法と組み合わせること等により、リスク管理の精度を高めることが望ましいこと。

3 健康管理

(1) 健康診断結果に基づく対応等

労働安全衛生規則第 43 条、第 44 条及び第 45 条の規定に基づく健康診断の項目には、糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等の熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患と密接に関係した血糖検査、尿検査、血圧の測定、既往歴の調査等が含まれていること及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の 4 及び第 66 条の 5 の規定に基づき、異常所見があると診断された場合には医師等の意見を聴き、当該意見を勘案して、必要があると認めるときは、事業者は、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講ずることが義務付けられていることに留意の上、これらの徹底を図ること。

また、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患の治療中等の労働者については、事業者は、高温多湿作業場所における作業の可否、当該作業を行う場合の留意事項等について産業医、主治医等の意見を勘案して、必要に応じて、就

業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講ずること。

(2) 日常の健康管理等

高温多湿作業場所で作業を行う労働者については、睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。これを含め、労働安全衛生法第 69 条の規定に基づき健康の保持増進のための措置を講ずるよう努めること。

さらに、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患の治療中等である場合は、熱中症を予防するための対応が必要であることを労働者に対して教示するとともに、労働者が主治医等から熱中症を予防するための対応が必要とされた場合又は労働者が熱中症を予防するための対応が必要となる可能性があると判断した場合は、事業者に申し出るよう指導すること。

(3) 労働者の健康状態の確認

作業開始前に労働者の健康状態を確認すること。

作業中は巡視を頻繁に行い、声をかける等して労働者の健康状態を確認すること。

また、複数の労働者による作業においては、労働者にお互いの健康状態について留意させること。

(4) 身体の状態の確認

休憩場所等に体温計、体重計等を備え、必要に応じて、体温、体重その他の身体の状態を確認できるようにすることが望ましいこと。

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1) 熱中症の症状

(2) 熱中症の予防方法

(3) 緊急時の救急処置

(4) 熱中症の事例

なお、(2) の事項には、1 から 4 までの熱中症予防対策が含まれること。

5 救急処置

熱中症を生ずるおそれのある作業を行わせるときは、労働安全衛生規則第 612 条の 2 第 2 項に基づき、熱中症の悪化の防止に必要な以下の措置の内容及びその実施手順をあらかじめ定め、関係者へ周知しなければならないこと。

(1) 緊急連絡網の作成及び周知

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、労働者の熱中症の発症に備え、あらかじめ、病院、診療所等の所在地及び連絡先を把握するとともに、緊急連絡網を作成し、関係者に周知すること。

(2) 救急措置

熱中症を疑わせる症状が現われた場合は、救急処置として涼しい場所で身体を冷やし、水分及び塩分の摂取等を行うこと。また、必要に応じ、救急隊を要請し、又は医師の診察を受けさせること。

（解説）

本解説は、職場における熱中症予防対策を推進する上での留意事項を解説したものである。

1 熱中症について

熱中症は、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウム等）のバランスが崩れる、体温の調整機能が破綻する等して、発症する障害の総称であり、めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感、意識障害・痙攣・手足の運動障害、高体温等の症状が現れる。

2 WBGT 値（暑さ指数）の活用について

- （１）WBGT 値の測定方法等は、日本産業規格 JIS Z 8504 を参考にすること。
- （２）日射及び発熱体がなく、かつ、温度と湿度が一様な、気流の弱い室内作業環境であって、WBGT 指数計等による WBGT 値の実測が行われていない場合には、日本生気象学会が作成した「日常生活における熱中症予防指針」における「図 3. 室内を対象とした気温と相対湿度から WBGT を簡易的に推定する図（室内用の WBGT 簡易推定図）」等が熱ストレス評価を行う際の参考になること。

3 作業管理について

- （１）暑熱順化の例としては、次に掲げる事項等があること。
 - ア 作業を行う者が暑熱順化していない状態から 7 日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすること。
 - イ 熱へのばく露が中断すると 4 日後には暑熱順化の顕著な喪失が始まり 3～4 週間後には完全に失われること。
- （２）作業中における定期的な水分及び塩分の摂取については、身体作業強度等に応じた必要な摂取量等は異なるが、作業場所の WBGT 値が WBGT 基準値を超える場合には、少なくとも、0.1～0.2%の食塩水、ナトリウム 40～80mg/100ml のスポーツドリンク又は経口補水液等を、20～30 分ごとにカップ 1～2 杯程度を摂取することが望ましいこと。

4 健康管理について

- （１）糖尿病については、血糖値が高い場合に尿に糖が漏れ出すことにより尿で失う

水分が増加し脱水状態を生じやすくなること、高血圧症及び心疾患については、水分及び塩分を尿中に出す作用のある薬を内服する場合に脱水状態を生じやすくなること、腎不全については、塩分摂取を制限される場合に塩分不足になりやすいこと、精神・神経関係の疾患については、自律神経に影響のある薬（パーキンソン病治療薬、抗てんかん薬、抗うつ薬、抗不安薬、睡眠薬等）を内服する場合に発汗及び体温調整が阻害されやすくなること、広範囲の皮膚疾患については、発汗が不十分となる場合があること等から、これらの疾患等については熱中症の発症に影響を与えるおそれがあること。

（２）感冒等による発熱、下痢等による脱水等は、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあること。また、皮下脂肪の厚い者も熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、留意が必要であること。

（３）心機能が正常な労働者については１分間の心拍数が数分間継続して 180 から年齢を引いた値を超える場合、作業強度のピークの１分後の心拍数が 120 を超える場合、休憩中等の体温が作業開始前の体温に戻らない場合、作業開始前より 1.5% を超えて体重が減少している場合、急激で激しい疲労感、悪心、めまい、意識喪失等の症状が発現した場合等は、熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候であること。

5 救急処置について

熱中症を疑わせる具体的な症状については表２の「熱中症の症状と分類」を、具体的な救急処置については図１及び図２の「熱中症の救急処置（現場での応急処置）」を参考に事業場の実態に即したものとすること。

表 1－1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT 基準値	
		暑熱順化者の WBGT 基準値 ℃	暑熱非順化者の WBGT 基準値 ℃
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	軽い手作業（書く、タイピング、描く、縫う、簿記）；手及び腕の作業（小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け）；腕及び脚の作業（通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作）。立位でドリル作業（小さい部品）；フライス盤（小さい部品）；コイル巻き；小さい電機子巻き；小さい力で駆動する機械；2.5 km/h 以下での平たん（坦）な場所での歩き。	30	29
2 中程度代謝率	継続的な手及び腕の作業〔くぎ（釘）打ち、盛土〕；腕及び脚の作業（トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両）；腕と胴体の作業（空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫）；軽量の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；2.5 km/h～5.5 km/h での平たんな場所での歩き；鍛造	28	26
3 高代謝率	強度の腕及び胴体の作業；重量物の運搬；ショベル作業；ハンマー作業；のこぎり作業；硬い木へのかんな掛け又はのみ作業；草刈り；掘る；5.5 km/h～7 km/h での平たんな場所での歩き。 重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；鋳物を削る；コンクリートブロックを積む。	26	23

4 極高代謝率	最大速度の速さでのとても激しい活動；おの（斧）を振るう；激しくシャベルを使ったり掘ったりする；階段を昇る；平たんな場所で走る；7km/h 以上で平たんな場所を歩く。	25	20
------------	--	----	----

注1 日本産業規格 JIS Z 8504（熱環境の人間工学－WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価－暑熱環境）附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注2 暑熱順化者とは、「評価期間の少なくとも 1 週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件（又は類似若しくはそれ以上の極端な条件）にばく露された人」をいう。

表 1－2 衣類の組合せにより WBGT 値に加えるべき着衣補正值 (°C-WBGT)

組合せ	コメント	WBGT 値に加えるべき 着衣補正值 (°C-WBGT)
作業服	織物製作業服で、基準となる組合せ 着衣である。	0
つなぎ服	表面加工された綿を含む織物製	0
単層のポリオレフィン 不織布製つなぎ服	ポリエチレンから特殊な方法で製造 される布地	2
単層の SMS 不織布製の つなぎ服	SMS はポリプロピレンから不織布を製 造する汎用的な手法である。	0
織物の衣服を二重に着 用した場合	通常、作業服の上につなぎ服を着た 状態。	3
つなぎ服の上に長袖ロ ング丈の不透湿性エプ ロンを着用した場合	巻付型エプロンの形状は化学薬剤の 漏れから身体の前及び側面を保護 するように設計されている。	4
フードなしの単層の不 透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、 多くの場合、影響はもっと小さくな る。	10
フードつき単層の不透 湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、 多くの場合、影響はもっと小さくな る。	11
服の上に着たフードな し不透湿性のつなぎ服	—	12
フード	着衣組合せの種類やフードの素材を 問わず、フード付きの着衣を着用す る場合。フードなしの組合せ着衣の 着衣補正值に加算される。	+1

注記 1 透湿抵抗が高い衣服では、相対湿度に依存する。着衣補正值は起こりうる最も高い値を示す。

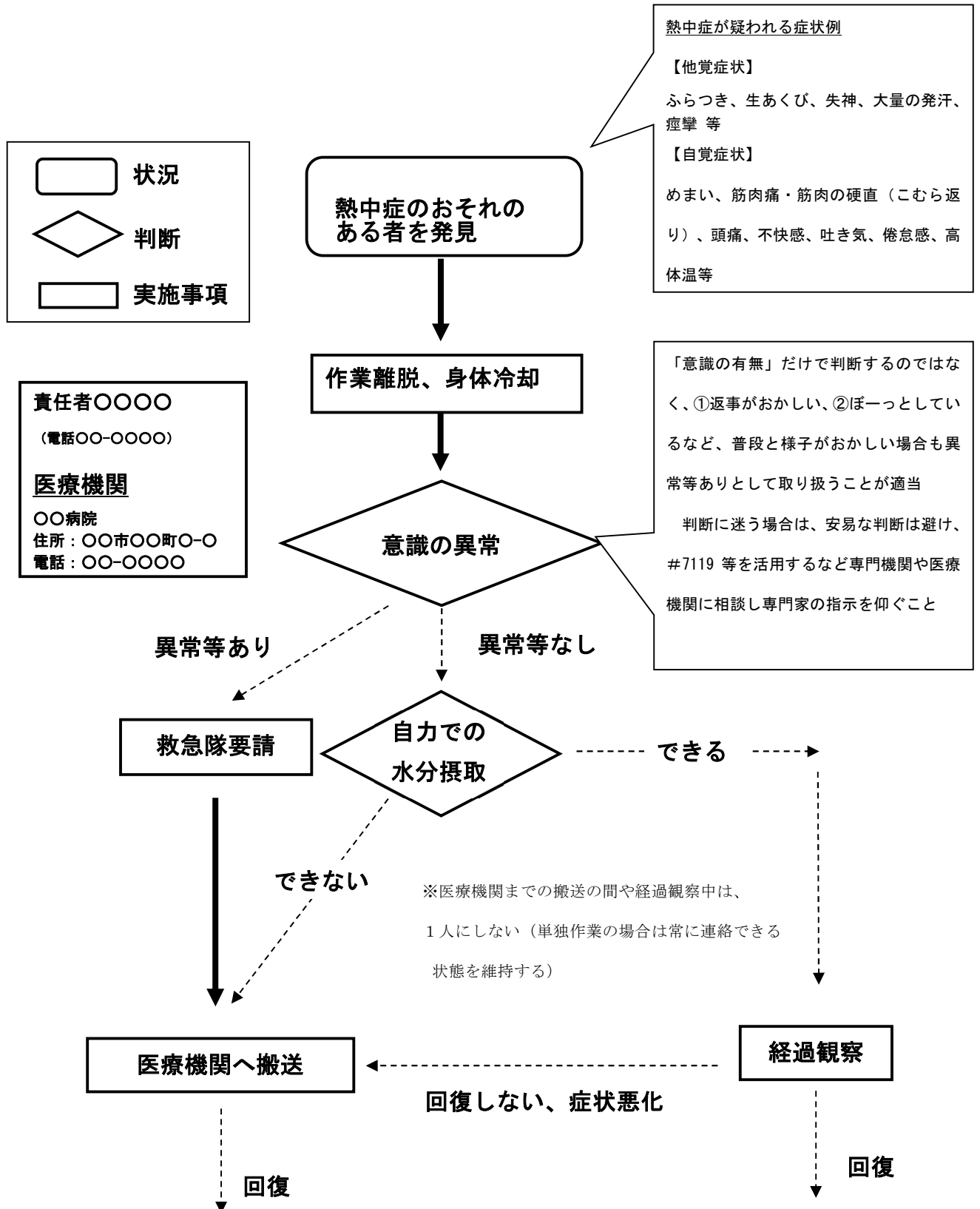
注記 2 SMS はスパンボンド-メルトブローン-スパンボンドの 3 層構造からなる不織布である。

注記3 ポリオレフィンとは、ポリエチレン、ポリプロピレン、ならびにその共重合体などの総称である。

表2 熱中症の症状と分類

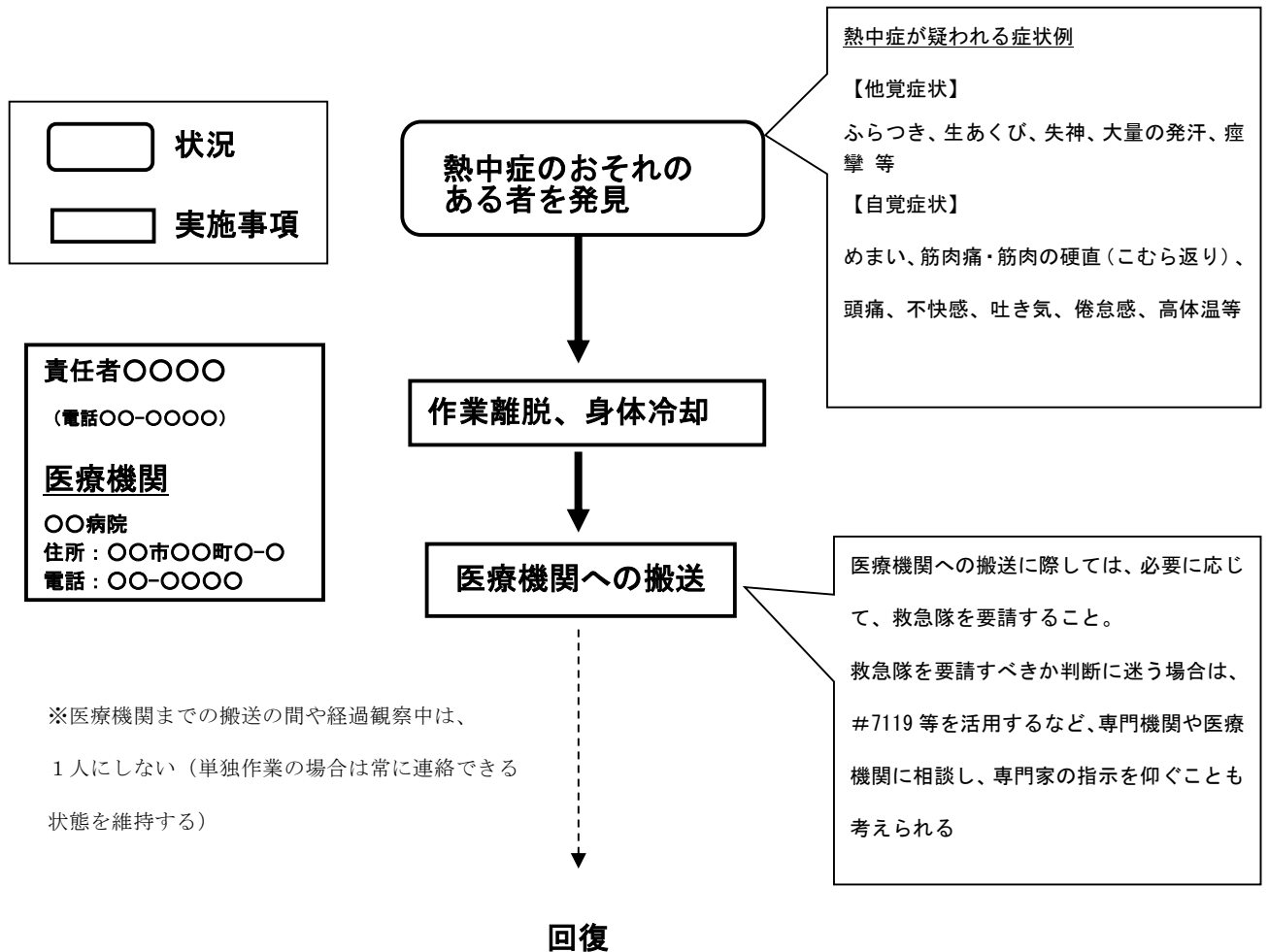
分類	症状	重症度
I 度	めまい・生あくび・失神 （「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、“熱失神”と呼ぶこともある。） 筋肉痛・筋肉の硬直 （筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴う。発汗に伴う塩分（ナトリウム等）の欠乏により生じる。これを“熱痙攣”と呼ぶこともある。） 大量の発汗	小  大
II 度	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感 （体がぐったりする、力が入らないなどがあり、従来から“熱疲労”といわれていた状態である。） 集中力や判断力の低下	
III 度・IV 度	意識障害・痙攣・手足の運動障害 （呼びかけや刺激への反応がおかしい、体がガクガクと引きつけがある、真直ぐに走れない・歩けないなど。） 高体温 （体に触ると熱いという感触がある。従来から“熱射病”や“重度の日射病”と言われていたものがこれに相当する。）	

図 1：熱中症による健康障害発生時の対応計画



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておくこと

図2：熱中症による健康障害発生時の対応計画



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておくこと

東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン新旧対照表

新	旧
東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン 制定：平成 27 年 8 月 26 日付け基発 0826 第 1 号 改正：令和 5 年 4 月 17 日付け基発 0417 第 7 号 改正：令和 7 年 3 月 17 日付け基発 0317 第 3 号 <u>改正：令和 7 年 5 月 20 日付け基発 0520 第 8 号</u> 第 1 ～第 3 （略） 第 4 リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施、安全衛生教育の実施等 1 （略） 2 リスクアセスメントの実施に当たっての留意事項 （１）・（２） （略） （３）リスクアセスメントの実施に当たっては、以下の事項に留意すること ア （略） イ その他、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置については、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成 18 年 3 月 10 日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第 1 号）の規定に従って実施すること。 3 （略） 第 5 ～第 8 （略）	東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン 制定：平成 27 年 8 月 26 日付け基発 0826 第 1 号 改正：令和 5 年 4 月 17 日付け基発 0417 第 7 号 改正：令和 7 年 3 月 17 日付け基発 0317 第 3 号 第 1 ～第 3 （略） 第 4 リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施、安全衛生教育の実施等 1 （略） 2 リスクアセスメントの実施に当たっての留意事項 （１）・（２） （略） （３）リスクアセスメントの実施に当たっては、以下の事項に留意すること ア （略） イ その他、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置については、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成 18 年 3 月 10 日 指針公示第 1 号）の規定に従って実施すること。 3 （略） 第 5 ～第 8 （略）

様式第 1 号～様式第 6 号 （略）

別紙 1 （略）

別紙 2

東電福島第一原子力発電所の廃炉作業等に従事する者の熱中症予防対策について

東電福島第一原子力発電所の廃炉作業等に従事する者の熱中症予防対策については、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に基づき各事業者を実施義務があるが、発電所長及び元請事業者は、熱中症の予防、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化の防止の観点から、労働安全衛生法、労働安全衛生規則及び「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」（令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号）に基づき対策を実施するとともに、特に以下の点について重点的に実施すること。

1 作業環境管理

発電所長及び元請事業者は、次に掲げる事項を実施すること。

(1) WBGT（Wet-Bulb Globe Temperature）の値の活用

作業場所ごとに WBGT 指数計を設置すること等により、当該場所における熱中症のリスクを把握・評価の上、作業時間、休憩の頻度・時間、身体作業強度の変更等を行うこと。また、熱中症のリスクの評価の結果について記録すること。

(2) 休憩施設の設置

作業者（労働者だけでなく、労働者と同一の場所において当該作業に従事する労働者以外の者を含むものであること。以下同じ。）の人数、作業場所からの距離等も考慮の上、作業者の休憩に必要な休憩施設を

様式第 1 号～様式第 6 号 （略）

別紙 1 （略）

別紙 2

東電福島第一原子力発電所の廃炉作業等に従事する労働者の熱中症予防対策について

東電福島第一原子力発電所の廃炉作業等に従事する労働者の熱中症予防対策については、「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」（令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号）に基づき対策を実施するとともに、特に以下の点について重点的に実施すること。

1 作業環境管理

発電所長及び元請事業者は、次に掲げる事項を実施すること。

(1) WBGT（Wet-Bulb Globe Temperature）の値の活用

作業場所ごとにWBGT指数計を設置すること等により、当該場所における熱中症のリスクを把握・評価の上、作業時間、休憩の頻度・時間、身体作業強度の変更等を行うこと。また、熱中症のリスクの評価の結果について記録すること。

(2) 休憩施設の設置

作業に従事する者の人数、作業場所からの距離等も考慮の上、労働者の休憩に必要な休憩施設を適切に設置すること。休憩施設には冷房、トイレを配置するとともに、労働者が水分及び塩分を補給できるよう

適切に設置すること。休憩施設には冷房、トイレを配置するとともに、作業者が水分及び塩分を補給できるようにすること。また、身体冷却のための冷却材、心拍計、体温計等、緊急時の対応も想定した機器を配置すること。さらに、作業の内容等に応じ、作業場所の近傍に車両等を用いた簡易な休憩施設を設置すること。

特に、施設内での水分及び塩分の補給に当たっては、内部被ばくを防止するため、施設内の空気中の放射性物質の濃度を測定するとともに、当該放射性物質の濃度をできるだけ少なくするよう、フィルターによる空气中放射性物質の除去、粘着マットの活用等、必要な措置を講じること。

2 作業管理

発電所長及び元請事業者は、次に掲げる事項を実施すること。

- (1) (略)
- (2) 暑熱順化

新たな作業者については、暑熱順化のための期間を設け、作業時間や休憩の頻度、身体作業強度の調整を行う等、暑熱順化に留意すること。暑熱順化期間については、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすることを目安とすること。

- (3) 水分及び塩分の摂取

作業を管理する者が、作業者に対し水分及び塩分を摂取するよう注意喚起し、作業者の自覚症状の有無にかかわらず、作業前後において水分及び塩分の摂取を徹底させること。また、チェック表を用いる等により個々の作業者が確実に水分及び塩分を摂取していることを確認し、記録すること。

- (4) (略)
- (5) 作業を管理する者による確認、指導

にすること。また、身体冷却のための冷却材、心拍計、体温計等、緊急時の対応も想定した機器を配置すること。さらに、作業の内容等に応じ、作業場所の近傍に車両等を用いた簡易な休憩施設を設置すること。

特に、施設内での水分及び塩分の補給に当たっては、内部被ばくを防止するため、施設内の空気中の放射性物質の濃度を測定するとともに、当該放射性物質の濃度をできるだけ少なくするよう、フィルターによる空气中放射性物質の除去、粘着マットの活用等、必要な措置を講じること。

2 作業管理

発電所長及び元請事業者は、次に掲げる事項を実施すること。

- (1) (略)
- (2) 暑熱順化

新たに作業に従事する労働者等については、暑熱順化のための期間を設け、作業時間や休憩の頻度、身体作業強度の調整を行う等、暑熱順化に留意すること。暑熱順化期間については、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすることを目安とすること。

作業を管理する者が、労働者に対し水分及び塩分を摂取するよう注意喚起し、労働者の自覚症状の有無にかかわらず、作業前後において水分及び塩分の摂取を徹底させること。また、チェック表を用いる等により個々の労働者が確実に水分及び塩分を摂取していることを確認し、記録すること。

- (4) (略)
- (5) 作業を管理する者による確認、指導

作業中は、作業者の様子に異常がないかを確認するため、管理・監督者が頻繁に巡視を行うほか、作業者同士で声を掛け合う等、相互の健康状態に留意させること。

また、作業を管理する者は、WBGT 値の測定状況、水分及び塩分の摂取状況、作業者の健康状態のチェックの状況等について確認・指導を行い、対策が確実に実施されるよう徹底すること。

(6) 熱中症による健康障害を早期発見するための連絡体制の整備

作業者が熱中症の自覚症状がある場合や、作業者に熱中症が生じた疑いがあることを他の作業者が発見した場合にその旨を報告させるための体制を整備し、関係者に周知すること。

報告体制の整備については、作業者から電話等による報告を受けることや(5)の管理・監督者の巡視のほか、2人以上の作業者が同時に作業を行うことにより互いの健康状態を確認させるバディ制の採用、ウェアラブルデバイスを用いた作業者の熱中症のリスク管理等があげられること。

ただし、バディ制を採用した場合であっても、全面マスクの着用等により、意思疎通が十分にできないことや熱中症が生じた疑いがあることを早期に発見できないおそれもあることから、熱中症の自覚症状があるような場合には早期にバディに伝えることとする等、早期発見につながるような運用ルールを定めること。また、ウェアラブルデバイスによる管理については、必ずしも当該機器を着用した者の状態を正確に把握することができるわけではないため、他の方法と組み合わせること等により、リスク管理の精度を高めることが望ましいこと。

3 健康管理

発電所長及び元請事業者は、次に掲げる事項を実施すること。

(1) 作業者の健康状態の確認等

作業中は、作業者の様子に異常がないかを確認するため、管理・監督者が頻繁に巡視を行うほか、作業者同士で声を掛け合う等、相互の健康状態に留意させること。

また、作業を管理する者は、WBGT 値の測定状況、水分及び塩分の摂取状況、労働者の健康状態のチェックの状況等について確認・指導を行い、対策が確実に実施されるよう徹底すること。

(新設)

3 健康管理

発電所長及び元請事業者は、次に掲げる事項を実施すること。

(1) 労働者の健康状態の確認等

作業指揮者は、作業開始前に、睡眠の状況、朝食の摂取、前日の飲酒、発熱や下痢等の体調について、チェック表を用いる等により個々の作業者の健康状態を確認し記録するとともに、休憩時間、作業後に体調の変化がないか確認し必要な措置を講じること。また、作業者に対して日常の健康管理について指導するほか、朝礼等の際にその症状等が顕著にみられる作業者については、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。さらに、全面マスクの着用等により意思疎通が十分にできないおそれもあることから、体調不良の場合には必ず申し出るよう作業者に周知すること。

(2) 健康診断結果等に基づく対応等

ア (略)

イ 監理・監督者による巡視、作業者からの申し出、休憩時の心拍数 (bpm) のモニタリング結果等により、熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候を把握した場合は、作業中断も含めた措置を行う等作業者の健康管理を行うこと。なお、熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候としては、心機能が正常な作業者について心拍数が数分間継続して 180 から年齢を引いた値を超える場合、身体作業強度がピークに達した時点から 1 分後の心拍数が 120 を超える場合、急激で激しい疲労感、悪心、めまい、意識喪失等の症状が発現した場合があること。

4 (略)

5 熱中症の重篤化を防ぐための措置

発電所長は、熱中症の重篤化の防止及び被ばく防止の観点から、以下に掲げる措置の内容及びその実施手順をあらかじめ定め、必要な措置が迅速に行われるよう、医師、作業を管理する者等の関係者及び作業者に

作業指揮者は、作業開始前に、睡眠の状況、朝食の摂取、前日の飲酒、発熱や下痢等の体調について、チェック表を用いる等により個々の労働者の健康状態を確認し記録するとともに、休憩時間、作業後に体調の変化がないか確認し必要な措置を講じること。また、作業者に対して日常の健康管理について指導するほか、朝礼等の際にその症状等が顕著にみられる作業者については、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。さらに、全面マスクの着用等により意思疎通が十分にできないおそれもあることから、体調不良の場合には必ず申し出るよう労働者に周知すること。

(2) 健康診断結果等に基づく対応等

ア (略)

イ 監理・監督者による巡視、労働者からの申し出、休憩時の心拍数 (bpm) のモニタリング結果等により、熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候を把握した場合は、作業中断も含めた措置を行う等作業者の健康管理を行うこと。なお、熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候としては、心機能が正常な労働者について心拍数が数分間継続して 180 から年齢を引いた値を超える場合、身体作業強度がピークに達した時点から 1 分後の心拍数が 120 を超える場合、急激で激しい疲労感、悪心、めまい、意識喪失等の症状が発現した場合があること。

4 (略)

5 救急処置

周知すること。また、これらの事項について休憩施設等に掲示すること等により、発電所構内の作業員に対し確実に周知すること。

- ・ 作業からの離脱、身体の冷却、水分及び塩分の摂取等の応急処置
- ・ 医師等への連絡、医務室等へ搬送、病院等への搬送

また、発電所長は、緊急作業に従事する作業員の熱中症の発生に備え、医師等医療スタッフが常駐する医務室を適切に運用すること。

元方事業者は、作業指揮者及び作業員に対して、東京電力が設置する医務室の利用を呼びかけるとともに、東京電力が定めた熱中症の重篤化の防止及び被ばく防止に必要な措置の内容及びその実施手順、体調に異変を感じた作業員が発生した場合、直ちに医務室に連絡することについて周知徹底を図ること。

6 (略)

別紙 3・別紙 4 (略)

発電所長は、緊急作業に従事する労働者の熱中症の発生に備え、医師等医療スタッフが常駐する医務室を適切に運用すること。さらに、被ばく防止の観点も含めた、医師等への連絡、医務室等へ搬送、身体の冷却方法等の応急処置、病院等への搬送の手順等を作成し、救急処置が迅速に行われるよう、医師、作業を管理する者等の関係者及び労働者に周知すること。また、これらの事項について休憩施設等に掲示すること等により、発電所構内の労働員に対し確実に周知すること。

元方事業者は、作業指揮者及び労働員に対して、東京電力が設置する医務室の利用を呼びかけるとともに、体調に異変を感じた労働員が発生した場合、直ちに医務室に連絡することについて周知徹底を図ること。

6 (略)

別紙 3・別紙 4 (略)

総行安第 33 号

令和 7 年 5 月 21 日

各都道府県総務部（局）長
（安全衛生担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各都道府県人事委員会事務局長
各指定都市総務局長
（安全衛生担当課扱い）
各指定都市人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公印省略）

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について

標記の件について、別添のとおり厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長あてに通知されております。

本改正において、熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際、熱中症の重篤化を防止するための体制整備、手順作成、関係者への周知が事業者には義務付けられますので、職員の健康確保に遺漏のないよう、よろしくお願いします。

各都道府県総務部（局）におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）及び一部事務組合等に対し、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村等に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

安全厚生推進室安全厚生係
（担当：出口、赤嶺）
T E L：03-5253-5560（直通）

熱中症対策実行計画

令和 5 年 5 月 30 日
閣 議 決 定

はじめに	3
第1章 熱中症対策に関する施策の基本的方向.....	5
1. 目標	5
2. 計画期間	5
3. 関係者の基本的役割.....	5
(1) 国の基本的役割.....	5
(2) 地方公共団体の基本的役割	5
(3) 事業者の基本的役割.....	5
(4) 国民の基本的役割.....	5
(5) 熱中症対策に関して環境再生保全機構が果たすべき役割	6
第2章 熱中症対策の具体的な施策	6
1. 命と健康を守るための普及啓発及び情報提供.....	7
(1) 効果的な普及啓発の実施.....	7
(2) 暑さ指数及び気温の観測及び予測情報等の提供	8
(3) 熱中症警戒情報の発表及び周知と熱中症予防行動の徹底	8
(4) 熱中症発生状況等に係る正確な実態把握及び情報提供	8
(5) 国際的な情報発信及び協力.....	9
2. 熱中症弱者のための熱中症対策.....	9
3. 管理者がいる場等における熱中症対策.....	10
(1) 学校現場における熱中症対策.....	10
(2) 職場における熱中症対策.....	11
(3) スポーツ時における熱中症対策.....	11
(4) イベント時の熱中症対策.....	11
(5) 災害時の避難所での被災者及び支援者における熱中症対策	11
(6) 農業現場における熱中症対策.....	12
4. 地方公共団体及び地域の関係主体における熱中症対策	12
(1) 地方公共団体及び地域の関係者における連携した熱中症対策の推進... 12	
(2) 暑さ指数及び熱中症警戒情報の効果的な活用の促進	13
(3) 優れた熱中症対策の取組の共有及び実施	13
(4) 救急業務及び医療現場における熱中症対策	14
5. 産業界との連携	14

6. 熱中症対策に関する調査研究の推進.....	14
7. 極端な高温の発生への備え.....	15
8. 熱中症特別警戒情報の発表及び周知と迅速な対策の実施.....	16
第3章 熱中症対策の推進体制及び実行計画の見直し等.....	16
1. 推進体制	16
2. 実行計画の見直し及び評価.....	17

はじめに

熱中症とは、体温を平熱に保つために汗をかいた際、体内の水分や塩分（ナトリウム等）の減少や血液の流れが滞る等で、体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされることにより発症する障害の総称であり、死に至る可能性のある病態である。我が国では、夏季において猛暑日や熱帯夜の数が年々増加する中¹、適切な予防や対処が実施されれば、死亡や重症化を防ぐことができるにもかかわらず²、熱中症による救急搬送人員は毎年数万人を超え³、死亡者数は5年移動平均で1,000人を超える高い水準で推移している⁴。熱中症は、全ての世代の国民の生命や生活に直結する深刻な問題である。

熱中症の発症に大きく影響する気温について、気候変動の影響により、国内では近年、年平均気温が上昇しており⁵、平成30年7月の我が国の記録的高温は地球温暖化がなければ起こり得なかったことが示されている⁶。さらに、気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「適応法」という。）に基づき環境省が令和2年12月に公表した気候変動影響評価報告書では、将来、熱中症リスクが増加することが予測されている⁷。また、世界的にも年平均気温は年々上昇しており、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が令和3年8月に発表したIPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書においては、今後、極端な高温等が起こる頻度とそれらの強度が、地球温暖化の進行に伴い増加すると予測されている⁸。

極端な高温による大きな被害は既に世界で発生している。令和3年6月にカナダ西部にて49.6℃を記録した⁹ほか、令和4年にも欧州各地で熱波が発生し¹⁰、多くの方が亡くなる等甚大な健康被害が生じた¹¹。これらの事例は、高緯度の広い範囲で発生していること、冬季に氷点下を記録するような寒冷地であっても熱波が起こり得ること、広域的に救急医療等の対応能力の限界を超えるおそれがあることを念頭においた熱中症対策が必要なことを示唆している。

我が国においても、これまでの年平均気温の変化や将来の気候変動の予測、熱中症による死亡者の状況、更には国外の事例や示唆等を踏まえ、熱中症対策を強化するとともに、極端な高温に対する備えを進める必要がある。我が国における熱中症対策は、気候変動対策の適応策の中でも国民の命や健康に直結する重要な課題であり、関係する分野は、医療、福祉、教育、スポーツ、農林水産業、労働現場等多岐にわたることから、政府において、平成19年から関係府省庁が参加する熱中症関係府省庁連絡会議を開催し、令和3年からは熱中症対策推進会議として開催してきた。

¹ 気候変動影響評価報告書総説 令和2年12月17日 <https://www.env.go.jp/content/000120415.pdf>

² 熱中症環境保健マニュアル2022 令和4年3月29日改訂 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/manual/heatillness_manual_1-1.pdf

³ 総務省消防庁 <https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post1.html>

⁴ 第1回「熱中症対策推進検討会」令和4年11月28日 資料2-1 スライド3 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_pcm/R0401/doc02-1.pdf

⁵ 気象庁 https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/temp/an_jpn.html

⁶ 文部科学省及び気象庁「日本の気候変動2020」詳細版 令和2年12月4日 <https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/ccj/index.html>

⁷ 気候変動影響評価報告書詳細P226 令和2年12月17日 <https://www.env.go.jp/content/900516664.pdf>

⁸ 気象庁 和訳「政策決定者向け要約(SPM)」2022年12月公表 <https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/ipcc/ar6/index.html>

⁹ 気象庁 北半球の顕著な高温について 令和3年7月1日 <https://www.data.jma.go.jp/gmd/cpd/monitor/extra/extra20210701.html>

¹⁰ 気象庁 ヨーロッパ西部を中心とした顕著な高温について 令和4年7月22日

<https://www.data.jma.go.jp/gmd/cpd/monitor/extra/extra20220722.html>

¹¹ 中央環境審議会環境保健部会（第49回）資料2-1 スライド7 令和4年12月7日

<https://www.env.go.jp/council/content/05hoken01/000092591.pdf>

また、令和2年からは、熱中症による健康被害が生じるおそれがある場合において、熱中症への警戒を呼びかける熱中症警戒アラートを関東甲信地方において試行的に開始し、令和3年からは全国で運用する等¹²、各種の取組を進めてきた。しかしながら、熱中症による死亡者数は依然として増加傾向にあり、地球温暖化の進行を考慮すれば、今後被害が更に拡大するおそれがあるため、一層の危機感を持って対応していかなければならない。

このため、今後起こり得る極端な高温も見据え、第211回国会で成立した気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和5年法律第23号。以下同法による改正後の気候変動適応法を「改正適応法」という。）では、熱中症の発生の予防を強化する仕組みを創設する等の措置を講じ、熱中症対策を一層推進することとされた。改正適応法に盛り込まれた具体的な措置としては、

- ・政府一体となった取組を強化するため、現行の政府における熱中症に関する計画を、熱中症対策実行計画（以下「実行計画」という。）として、法定の閣議決定計画に格上げすること、
- ・現行の熱中症警戒アラートを「熱中症警戒情報」として法律に位置づけるとともに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に、一段上の「熱中症特別警戒情報」を発表すること、
- ・地域における熱中症対策の強化のため、市町村長による指定暑熱避難施設や熱中症対策普及団体の指定を制度化すること

を主なものとし、更に独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号）を改正し、独立行政法人環境再生保全機構（以下「環境再生保全機構」という。）の業務に、熱中症警戒情報又は熱中症特別警戒情報（以下「熱中症警戒情報等」という。）の発表の前提となる情報の整理、分析等を行うことや、地域における熱中症対策の推進に関する情報の収集、提供等を行うことを追加した。これにより、熱中症警戒情報等の発表を安定的かつ的確に行うことや地域における熱中症対策の優良事例の収集、提供等により、全国各地での熱中症対策の底上げを図ることとしている。

実行計画は、改正適応法第16条第1項に基づき、気候変動適応計画（以下「適応計画」という。）に即して、熱中症対策の集中的かつ計画的な推進を図るため、関係府省庁¹³の協議を経て、閣議決定により定められるものである。これにより、関係府省庁の連携はもとより、地方公共団体、事業者、国民の役割等を明確にする。また、実行計画に基づき、全ての関係者が熱中症予防行動（エアコンを適切に利用する、水分・塩分をこまめにとる等）を理解、実践し、日頃から熱中症に対する備えを万全とすることで、熱中症警戒情報等が発表された際に、着実に行動し対策を講じる等、適応策として、熱中症対策の一層の強化を図ることとする。

¹² 熱中症予防情報サイト https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_rma.php

¹³ 内閣官房、内閣府、こども家庭庁、消防庁、文部科学省、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、気象庁及び環境省

第1章 熱中症対策に関する施策の基本的方向

1. 目標

中期的な目標（2030 年）として、熱中症による死亡者数（5 年移動平均死亡者数¹⁴⁾）について、現状から半減することを目指す。

この目標の達成に向けて、政府一体となった熱中症対策を計画的に推進する。

2. 計画期間

実行計画は、適応計画に即して、今後おおむね 5 年間における熱中症対策に関する関係者の基本的な役割及び具体的な施策を示すものとする。

3. 関係者の基本的役割

（1）国の基本的役割

国は、実行計画の下、関係府省庁間及び地方公共団体その他関係機関との連携を強化し、集中的かつ計画的に熱中症対策を推進する。熱中症に関する科学的知見の充実や熱中症対策等に関する情報の収集、整理及び分析等を行い、これらの知見や情報を効率的かつ効果的に活用する。地方公共団体、事業者、国民等への情報提供や普及啓発等を通じ、あらゆる主体における熱中症及び熱中症予防行動に関する理解を醸成し、熱中症対策の推進を図る。

（2）地方公共団体の基本的役割

都道府県は、国と連携しつつ、熱中症対策のための庁内体制を整備し、その区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う熱中症対策に関する事務又は業務の実施を助け、広域的な熱中症対策を推進するよう努める。

市町村は、国及び都道府県と連携しつつ、熱中症対策のための庁内体制を整備し、その区域における自然的社会的条件に応じ、自主的かつ主体的に熱中症対策を推進するよう努める。また、地域における事業者、住民等の多様な関係者に熱中症に対する理解を醸成し、それぞれの主体による熱中症予防行動の促進を図る。

（3）事業者の基本的役割

事業者は、自らの事業活動を行うに際して、国民や消費者等における熱中症予防につながる活動を行うよう努めるとともに、その事業活動に従事する労働者の熱中症を防止等するため、必要な措置を講じる。また、国及び地方公共団体が実施する熱中症に関する施策に協力し、連携するよう努める。

（4）国民の基本的役割

国民は、熱中症対策に必要な知識を持ち、自らが熱中症の予防に必要な注意を払

¹⁴⁾熱中症による死亡者数の、平成 29 年から令和 3 年の 5 年移動平均は 1,145 人である。令和 4 年の熱中症による死亡者数（概数）を用いた 5 年移動平均は 1,295 人。

い、自発的に行動するよう努める。また、自らの家族や周囲の人々に対して熱中症の予防に必要な注意を呼びかけ、相互に助け合うよう努める。国及び地方公共団体が実施する熱中症に関する施策に協力するよう努める。

（５）熱中症対策に関して環境再生保全機構が果たすべき役割

環境再生保全機構は、改正適応法に基づき、熱中症警戒情報等の発表の前提となる情報の整理、分析等を行うことや、地域における熱中症対策の推進に関する情報の収集、提供等を行うこととする。

第２章 熱中症対策の具体的な施策

我が国では、近年、熱中症による救急搬送人員や死亡者数が高い水準で推移している。救急搬送人員は、平成 22 年以降、毎年 4 万～7 万人前後で推移しており¹⁵、熱中症による全国の死亡者数（５年移動平均）は、平成 27 年から令和元年までが 1,006 人、平成 28 年から令和 2 年までが 1,118 人、平成 29 年から令和 3 年までが 1,145 人であり、いずれも 1,000 人を超えている¹⁶。

また、熱中症による救急搬送人員や死亡者の年齢区分別の内訳をみると、救急搬送者の約 5 割は 65 歳以上の高齢者が占めており¹⁷、熱中症による死亡者の 8 割以上が 65 歳以上の高齢者となっている¹⁸。さらに、屋内での死亡者のうち約 9 割はエアコンを使用していなかった、又はエアコンを所有していなかったことが明らかになっている。

熱中症対策の推進や強化に当たっては、このような熱中症による救急搬送人員や死亡者の年齢や状況等に関する調査結果、個人の体質や暑熱順化等に応じた暑さへの耐性等を踏まえ、効果的な施策を策定し実施することが重要である。また、今後起こり得る極端な高温に備え、個人や周囲の人々が、暑熱による影響の受けやすさを認識し対策を講じる等、日頃から熱中症に対する備えを進めることが非常に重要である。

具体的には、日頃から国、地方公共団体、事業者等の関係者で連携し、熱中症予防行動等に関する効果的な普及啓発や積極的な情報提供を行い、熱中症警戒情報を活用し、「自助」や周囲の人々や地域の関係者等の「共助」により、あらゆる主体が熱中症予防行動をとるように促す。また、高齢者やこども等の熱中症弱者（以下単に「熱中症弱者」という。）のための対策を進め、学校等の管理者がいる場における対策、地方公共団体や地域における対策を講じるとともに、産業界との連携や調査研究等、基盤の整備を行う。

さらに、気温が特に著しく高くなることにより重大な健康被害が生じるおそれがある場合には、自助・共助のみならず、改正適応法に基づき発表される熱中症特別

¹⁵ 総務省消防庁 <https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post1.html>

¹⁶ 第 1 回「熱中症対策推進検討会」令和 4 年 11 月 28 日 資料 2－1 スライド 3 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_pcm/R0401/doc02-1.pdf

¹⁷ 総務省消防庁報道発表資料 令和 4 年 10 月 28 日 令和 4 年（５月から 9 月）の熱中症による救急搬送状況 P3
https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/items/r4/heatstroke_geppou_202205-09.pdf

¹⁸ 東京都監察医務院 令和 3 年夏の熱中症死亡者の状況
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kansatsu/oshirase/R03-heatstroke-sokuhou.html>

警戒情報や、同法に基づき指定される指定暑熱避難施設の活用を含め、行政による「公助」の積極的な実施等、国、地方公共団体、事業者等全ての主体において機動的かつ速やかに対策を行う。

1. 命と健康を守るための普及啓発及び情報提供

適切な予防や対処が実施されれば、熱中症による死亡や重症化は防ぐことができる。熱中症予防行動や熱中症になりやすい気象条件をあらかじめ知っておくことは、自身や家族、周囲の人々の健康を守るための行動の動機付けとなる。

関係府省庁は、地方公共団体等とも連携して、国民に対し多様な媒体や手段で情報提供を行い、症状（めまい・こむら返り（軽症）、頭痛・嘔吐（中等症）、意識障害（重症））や熱中症予防行動等の普及啓発を行う。また、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目し、気温、湿度、日射・輻射、風の要素を基に算出する「暑さ指数」¹⁹と、熱中症警戒情報等の活用も含め周知する。なお、令和3年から、熱中症による健康被害が生じるおそれがある場合、熱中症への警戒を呼びかけるものとして、熱中症警戒アラートが運用されてきた（日最高の暑さ指数が33以上と予測される場合に発表）。この熱中症警戒アラートは、改正適応法において熱中症警戒情報として位置付けられたところであり、当該熱中症警戒情報を積極的に活用することで、国民の熱中症に関する意識を高め、適切な熱中症予防行動を促すことが重要である。また、熱中症の発生状況等について迅速な把握と情報提供ができる体制を整えることも必要である。

【具体的な施策】

（1）効果的な普及啓発の実施

- 関係府省庁の連携強化の下「熱中症予防強化キャンペーン」を4月～9月の期間で実施する。以下のような、時季に応じた適切な熱中症予防行動の呼びかけを行うとともに、狙いを絞った効果的な普及啓発や注意喚起、イベント開催等の広報活動を実施する。＜関係府省庁＞
 - 4月～6月 暑熱順化やエアコンの早期点検等の呼びかけ
 - 7月 梅雨明けに特に熱中症のリスクが高いことを国民へ注意喚起
 - 8月 盛夏における熱中症対策の一層の呼びかけ
 - 6月～9月 災害時における熱中症の注意喚起
- 熱中症について関係府省庁が持つ基礎的な知識や熱中症予防行動等をまとめた国民向けの統一的なマニュアル、ポスターやリーフレット等の普及啓発コンテンツ、関係府省庁の様々なルートやツール及び関係府省庁の熱中症関連の取組を体系的に紹介するポータルサイトを活用し、熱中症予防に関する普及啓発を強化する。
＜関係府省庁＞
- 電力需給ひっ迫や電気料金高騰時においても、節電に配慮した上でエアコンを

¹⁹ 熱中症環境保健マニュアル 2022 令和4年3月29日 P14 1 バラ https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/manual/heatillness_manual_full.pdf

適切に使用することや、クールビズ等の薄着の奨励、積極的に水分・塩分を補給する等の熱中症予防行動を呼びかける。＜関係府省庁＞

- 熱中症警戒情報等に関する周知と理解の醸成を促進する。＜関係府省庁＞
- ZEH・ZEB の普及拡大や断熱リフォームの推進等を通じて、健康・快適で省エネルギーな住宅や暮らし方の普及を図る。＜経済産業省、国土交通省、環境省＞
- エアコンに関するシーズン前の早期点検や試運転の積極的な普及啓発を行う。＜経済産業省、環境省＞
- 熱中症予防行動を自発的にとれるように助けるナッジの活用や、「脱炭素にもつながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」における官民連携での熱中症予防に係る様々な取組等を通じた普及啓発を促進する。＜環境省＞
- 多言語により、熱中症の予防・対処方法、外国人患者を受け入れる医療機関等の関連情報を発信する²⁰。＜消防庁、厚生労働省、観光庁、環境省＞
- 訪日外国人等に熱中症予防行動を促すための熱中症等関連情報をプッシュ型で通知する災害時情報提供アプリの活用を促す。＜観光庁＞

（２）暑さ指数及び気温の観測及び予測情報等の提供

- 全国約 840 地点の暑さ指数を算出し、「熱中症予防情報サイト」において実況値及び当日から翌々日の予測値を公開する。また、暑さ指数の予測値等のメール配信サービスや、CSV 形式による暑さ指数の数値データの提供、アスファルト舗装等の実生活の場や、地面との距離が近いこどもや車いす利用者を想定した暑さ指数の参考値の提供等、地方公共団体による住民への熱中症予防に資する情報を、ホームページ等を通じて発信する。＜環境省＞
- 高温に関する早期天候情報や気象情報等を通じて注意喚起を実施するとともに、天気分布予報、アメダスの気温の観測データ、推計気象分布（最新の気温等の分布）等を逐次提供する。＜気象庁＞

（３）熱中症警戒情報の発表及び周知と熱中症予防行動の徹底

- 「熱中症警戒アラート」として発表及び周知を行う。＜気象庁、環境省＞
- 熱中症予防情報サイトや気象庁ホームページ、農林水産省「MAFF アプリ」、各報道機関、地方公共団体、民間企業等によるデジタルサイネージでの放映や災害時情報提供アプリでの提供等の様々なルート、ツールを通じて、熱中症の危険性が極めて高いと予測される際に、熱中症警戒情報を広く国民に届け、熱中症予防行動を促す。＜関係府省庁＞

（４）熱中症発生状況等に係る正確な実態把握及び情報提供

- 夏季における熱中症による救急搬送人員等を取りまとめ、調査結果をホームペ

²⁰ 日本政府観光局「日本で医療を受ける際に役立つウェブサイト」https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html

²¹ 厚生労働省 医療機関を対象とした外国人向け多言語説明資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryou/kokusai/setsumeiml.html

ージ上で公表する。＜消防庁＞

- 人口動態統計に基づく熱中症による死亡者数を集計し、公表する。＜厚生労働省＞
- 学校の管理下における熱中症の発生状況等について、年度ごとに学校種別で取りまとめ公表するとともに、学年・性別発生傾向や月別発生傾向についても公表する。＜文部科学省＞
- 職場における熱中症による死傷災害発生状況を取りまとめ、年度ごとに公表する。＜厚生労働省＞
- 農作業中の熱中症による死亡事故の発生状況を調査し、毎年公表する。＜農林水産省＞

（５）国際的な情報発信及び協力

- アジア太平洋地域における気候変動適応に関する情報基盤として構築した、AP-PLAT（アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム）により、極端な高温に関する影響評価ツールの提供、知見の共有等に貢献する。＜環境省＞
- 早期警戒システムの導入促進に関するイニシアティブ等の枠組みを通じ、アジア太平洋地域の各国のニーズに応じて、気候情報を活用した熱中症対策を官民連携により促進する。＜環境省＞

２．熱中症弱者のための熱中症対策

熱中症による死亡者の多くが高齢者である大きな要因として、高齢者が暑さや喉の渇きを感じにくい上に、汗をかきにくく、体温を下げる体の反応が弱くなることがあるため、自覚がないまま熱中症にかかる危険性が高いことがある²²。熱中症弱者については、それぞれの特徴や生活環境に応じた対策を講じていく。その際、自助で熱中症予防行動をとることが基本であるが、これが難しい場合もあることから、家族や周囲の人々による見守りや声かけ等の共助や公助が重要である。

【具体的な施策】

- 高齢者に熱中症予防を呼びかけるリーフレット等を作成し、様々なルートを通じて周知する。＜消防庁、厚生労働省、環境省＞
- 熱中症弱者に対して熱中症予防のための見守りや声かけが恒常的に行われる地域コミュニティが形成されるよう、地方公共団体の取組を支援する。＜内閣官房、厚生労働省、環境省＞
- エアコン利用の有効性や熱中症を予防するためには適切なエアコン利用が重要であること、効率的なエアコンの利用方法について、高齢者に対する周知を強化する。＜厚生労働省、環境省＞
- 改正適応法に基づく熱中症対策普及団体（以下「熱中症対策普及団体」という。）

²² 熱中症環境保健マニュアル 2022 p38 令和4年3月29日 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/manual/heatillness_manual_full.pdf

や、その他の福祉等関係団体、孤独・孤立対策に取り組む関係団体に対して、熱中症弱者の見守りや熱中症予防行動の呼びかけ活動を依頼する。＜内閣官房、厚生労働省、環境省＞

- こどもの事故防止ハンドブック等を通じ、注意喚起及び啓発を推進する。＜こども家庭庁＞
- 生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱いについて周知する。＜厚生労働省＞
- 障害の特性に応じた障害者向けの熱中症予防リーフレットを作成し、周知する。＜厚生労働省＞
- 熱中症予防行動等に関して、地方公共団体や熱中症対策普及団体等に対する研修を行う。＜環境省＞
- 様々な情報伝達手段を活用して、熱中症弱者等へ情報提供を行うよう、地方公共団体に対して周知する。＜消防庁、環境省＞

3. 管理者がいる場等における熱中症対策

教育機関、職場、スポーツ施設、イベント会場や避難所のような管理者がいる場や、管理者がいないことが多い農作業場等においても、毎年一定程度、熱中症が発生している。管理者がいる場等においては、暑さ指数の測定や活用、熱中症警戒情報等の活用、各種ガイドラインやマニュアル類の活用等により、熱中症対策の強化を徹底する。

【具体的な施策】

（１）学校現場における熱中症対策

- 学校の教育現場における熱中症対策や判断の参考となるよう「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」²³を策定し、適宜改訂する。＜文部科学省、環境省＞
- 学校における熱中症対策の実施状況を把握する。その上で、前述の手引きについて、学校保健に従事する教育関係者に対して周知し、ガイドラインの作成や危機管理マニュアルへの反映等の活用を促す。教育委員会等の関係機関とも連携し、教職員への熱中症に関する対応研修の実施等を依頼する。＜文部科学省＞
- 熱中症の予防や児童生徒が熱中症を発症した場合の対応が的確に行われるよう、予防方法や応急措置等についてまとめたパンフレット、ポスター、映像資料等の普及を図る。学校現場外において、学校現場同様に児童生徒が適切な熱中症予防行動を行うことができるよう、関係者に対して周知の徹底を図る。＜文部科学省、スポーツ庁＞
- 学校安全ポータルサイトを通じて、熱中症事故の予防に関する情報発信を適切な時期に実施し、注意喚起する。＜文部科学省＞

²³ 文部科学省・環境省「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」令和3年5月28日
https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_sef/20210528_guideline_book.pdf

- 公立小中学校等の施設について、地方公共団体における計画等を踏まえ、教室や体育館等へのエアコン設置を支援する。また、エアコンの適切な利用を促すとともに、夏の日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等、校舎づくりの工夫について、事例集等を通じて周知する。＜文部科学省＞
- 保育園、幼稚園等での対策（特に送迎用バスにおけるこどもの所在確認等の置き去り防止の取組強化）により、こどもの熱中症による事故の予防を徹底する²⁴。
＜こども家庭庁、文部科学省＞

（２）職場における熱中症対策

- 職場における熱中症対策に関し、「職場における熱中症予防基本対策要綱」²⁵に基づく暑さ指数の把握や活用、異常時の措置等、事業者が重点的に取り組む事項を業界団体等に周知する。また、都道府県労働局及び労働基準監督署を通じて事業者に対する指導等を実施する。＜厚生労働省＞
- 職場における熱中症対策に特化したポータルサイトを設け、熱中症予防等の知見や現場での取組を周知し、労働衛生教育を支援する。＜厚生労働省＞
- 熱中症予防に効果のある衣類や機器等を活用した個人の健康管理による熱中症予防方法に関して検討、展開、又は周知する。＜厚生労働省、国土交通省、農林水産省＞

（３）スポーツ時における熱中症対策

- スポーツ活動中の熱中症事故の防止に関して、地方公共団体やスポーツ関係団体等に向けた周知や研修及び SNS 等を通じた注意喚起を実施する。＜スポーツ庁＞
- 社会体育施設におけるエアコンの設置を支援する。＜スポーツ庁＞

（４）イベント時の熱中症対策

- 夏季に人が多く集まるイベント主催者向けの「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」²⁶を地方公共団体や教育委員会等へ広く周知し、イベントの開催時期や時間等を検討する際の参考となるよう、イベント主催者による活用を促す。＜環境省＞

（５）災害時の避難所での被災者及び支援者における熱中症対策

- 熱中症の危険性が高まる夏季を前に毎年、また、災害発生時において特に熱中症の危険が高いと判断される際には、事務連絡を発出し、熱中症予防の周知を地方公共団体等の関係機関に依頼する。この際、災害や電力不足に伴う停電により、エアコンが使用できない場合等に備えた対応について、地方公共団体等の関係機

²⁴ 関係省令の改正により、令和5年4月1日から幼稚園、認定こども園、保育所、特別支援学校等の送迎用バスについて、安全装置の装備が義務化された。また、令和4年度第2次補正予算において、安全装置の装備に係る経費等の支援について措置したところ。

²⁵ 厚生労働省「職場における熱中症予防基本対策要綱」令和3年4月20日 <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000633853.pdf>

²⁶ 夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン 令和3年3月改訂 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/gline/heatillness_guideline_full.pdf

関へ適切に周知する。＜内閣府、消防庁、厚生労働省、環境省＞

- 災害時に特有の環境や状況から生じる熱中症に関する課題を収集、分析及び評価し、効果的な対策手法について検討し、作成したマニュアルやリーフレット等を活用して普及啓発を行う。＜内閣府、環境省＞
- 災害時の避難所に指定されている体育館等の公共施設におけるエアコンや非常用電源の整備、エアコン未設置の避難所への災害時における迅速なエアコンの供給について支援を行う。＜内閣府、消防庁、文部科学省、経済産業省、環境省＞

（６）農業現場における熱中症対策

- 農作業中の熱中症対策について、農作業安全確認運動において熱中症対策強化期間を位置づけ、同運動の参画機関や農作業安全に関する指導者を通じて、農業者や農業法人等に声かけを行う等の啓発活動を推進する。その際、特に多くの割合を占める高齢農業者に対する周知を積極的に展開する。＜農林水産省＞
- 熱中症対策に関するオンライン研修を実施する。＜農林水産省＞
- 熱中症予防等に関する啓発資料の充実・強化を図る。また、農林水産省が運営する「MAFF アプリ」等を活用し、熱中症警戒情報や熱中症リスクに応じた注意喚起情報等を、農業者等に対してきめ細かく提供する。＜農林水産省＞

４．地方公共団体及び地域の関係主体における熱中症対策

熱中症対策は、住民への呼びかけや極端な高温の発生時における暑さを避ける場の利用促進等、住民への直接的な働きかけや対策が極めて重要である。このような活動を行う主体である地方公共団体等の地域の取組を進めていくため、先進的な取組を共有・活用しつつ、全ての関係組織や機関が連携し、一体となって対策を進める。

この際、改正適応法により、熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報、指定暑熱避難施設及び熱中症対策普及団体等の制度が創設されたことを踏まえ、熱中症警戒情報等の一層の活用を促すとともに、地方公共団体等における暑さを避ける場所の確保や高齢者等の見守り、声かけ等の対策を推進することが重要である。また、全国で熱中症対策を強化し、地域ごとの取組の偏在をなくすよう、環境再生保全機構においては、地域における熱中症対策に関する優良事例を収集、周知等により熱中症対策の底上げを図り、地方公共団体等による地域における熱中症対策の強化を支援していくこととする。

【具体的な施策】

（１）地方公共団体及び地域の関係者における連携した熱中症対策の推進

- 地方公共団体内における熱中症対策を担う全ての部局間の連携が重要であることを踏まえ、首長の主導の下、各部局それぞれの役割を明確にし、連携、協力して必要な対策を実施できるような庁内体制整備を促す。＜関係府省庁＞
- 地方公共団体内部における関係部局の連携や、地域における各種団体や民間企

業における連携した対応を行える場（プラットフォーム）の整備を促す。＜関係府省庁＞

- 指定暑熱避難施設の指定、その他暑さを避けるためエアコンを設置し一般の利用に供する施設や場（クーリングシェルターやクールシェアスポット）の確保や一般への情報提供を働きかける。＜環境省＞
- 指定暑熱避難施設、クーリングシェルターやクールシェアスポットの確保に際しては、太陽光等の再生可能エネルギーや地中熱等の未利用エネルギー、蓄電池等を活用し、脱炭素化とレジリエンスの向上といった観点も踏まえた取組を推進する。＜環境省＞
- 熱中症対策の普及啓発等に取り組む NPO 等民間団体を熱中症対策普及団体として指定することや、その他の NPO 等、民間の専門知識を有する人材・組織を活用した、熱中症弱者に対し見守り・声かけすることを強化し、熱中症予防行動の実施を働きかける。＜厚生労働省、環境省＞
- 打ち水等を始めとした熱中症対策に関する地域のイベント等を活用して見守りや声かけがしやすい地域づくりを推進する。＜国土交通省、環境省＞
- 都市公園の整備等による緑地の確保、建築物の敷地や公共施設等の緑化等を推進する。＜国土交通省＞
- 人が感じる暑さについての科学的な情報や、緑化技術やミストの設置、まちづくりにおける風の道の確保等の²⁷効果的な暑さ対策の実施方法等を紹介する「まちなかの暑さ対策ガイドライン」の周知を通じ、地方公共団体等によるまちなかの暑さ対策の取組を促進する。＜環境省＞

（２）暑さ指数及び熱中症警戒情報の効果的な活用の促進

- 暑さ指数及び熱中症警戒情報について、地方公共団体等において十分な活用が図られるよう、働きかけを行う。例えば、地方公共団体が、地域住民へ適時、的確な情報の発信と伝達等を行い、地域住民の熱中症予防行動の促進につなげる取組を行うよう、働きかけを行う。＜関係府省庁＞

（３）優れた熱中症対策の取組の共有及び実施

- 熱中症対策に係る地方公共団体内における庁内体制整備、事業者との連携、熱中症警戒情報の効果的な活用等について、先進的な取組を行う地方公共団体の事例を取りまとめた優良事例集を作成する。そして、環境再生保全機構とも連携し、研修会や講習会を地方公共団体等に向けて実施する等により、優れた取組の全国展開を図る。＜環境省＞
- 気候変動適応広域協議会（全国 7 ブロック）等を通じて、当該気候変動適応広域協議会構成員（地方公共団体、国の地方支分部局、地域気候変動適応センター、研究機関、事業者等）と熱中症対策について情報共有を図る。また、熱中症対策

²⁷ まちなかの暑さ対策ガイドライン_令和 4 年度部分改訂版 https://www.env.go.jp/air/life/heat_island/machi_guidelineR04_00001.html

を含む気候変動適応に係るアクションプラン等の方針²⁸を策定した地域について、これに基づく取組の推進を支援する。＜環境省＞

（４）救急業務及び医療現場における熱中症対策

- 熱中症傷病者に対して適切な対応が行われるよう、各地の消防本部に対して助言等を行う。＜消防庁＞
- 熱中症診療ガイドラインについて厚生労働省ホームページを通じて周知する。＜厚生労働省＞
- 熱中症の予防対策や応急手当等を記載した訪日外国人等のための救急車利用ガイド（16 言語）の活用を促進する。また、救急隊用の多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」（15 言語）を、全国の消防本部へ導入することを推進する。＜消防庁＞

５．産業界との連携

熱中症の予防において、エアコンを適切に使用することや水分や塩分を摂取することは非常に重要であり、熱中症予防に役立つ様々な機器や飲料類等が開発されている。国は、産業界と対話を深め連携し、商品開発や普及啓発について協力を求めていく。

【具体的な施策】

- 熱中症予防強化キャンペーン等と連携し、業界団体や関係企業等に対し、熱中症予防のための消費者等への普及啓発や、商品開発に対する協力を依頼する。＜関係府省庁＞
- シーズン前のエアコンの早期点検や試運転の積極的な普及啓発を行うと同時に、業界団体や関係企業にも積極的な広報活動を依頼する。＜経済産業省、環境省＞
- 職場における適切な熱中症予防行動につながる情報を示す暑さ指数計の利用を促進するため、事業者における認知度向上を図る。＜厚生労働省、環境省＞
- 民間企業や行政機関が連携し、熱中症予防の声かけの輪を広げるイベント等の取組を推進する。＜環境省＞

６．熱中症対策に関する調査研究の推進

熱中症対策の実施のための前提となる熱中症の発生の仕組み、暑さ指数等に関する調査研究の推進等、基盤となる科学的知見を収集、分析する。

【具体的な施策】

- 暑さ指数について、健康との関連を含め検証を行い、熱中症警戒情報等の効果的な情報発信や伝達の在り方を検討する。＜環境省＞

²⁸ 環境省「気候変動適応における広域アクションプラン策定事業」に基づくアクションプラン
https://adaptation-platform.nies.go.jp/moej/action_plan/index.html

- 熱中症による健康影響をより早期に把握する方法の実現可能性を検討する。＜厚生労働省、環境省＞
- エアコンの設置や稼働状況といった自宅の状況等の背景事情の実態を調査し、対策の改善に活用する。＜環境省＞
- 高温等に関する情報の提供に向けて、半年先までの予測技術等の改善に取り組む。＜気象庁＞
- 国内の気候変動の影響評価に向けて、気候変動と暑熱に関する最新の科学的知見を収集、整理する。＜環境省＞
- 熱中症の発生の仕組みや原因に関する科学的知見の集積や研究、分析等を行う。＜厚生労働省、環境省＞

7. 極端な高温の発生への備え

現在は未発生であるが今後発生の可能性がある極端な高温に備え、国、地方公共団体、事業者等の全ての主体において、起こり得る影響を十分に認識し、効率的かつ機動的な対応ができるよう事前に必要な対策を整理し、準備する。

【具体的な施策】

- 地域において、住民の命と健康を守るため、極端な高温の発生や熱中症特別警戒情報の発表時に、市町村や住民等へ適切に通知及び伝達を行う必要があることから、首長の主導の下、地方公共団体内での関係部局間及び対応すべき関係機関の役割の明確化や連携、日頃からの見守り・声かけ体制の活用、施設管理者におけるエアコンの整備や指定暑熱避難施設の確保・運営等に関する事前の準備、災害対策の知見・経験の共有等を通じ、地方公共団体の体制整備等が進むよう支援する。＜関係府省庁＞
- 国の所管するエアコン設置の公共施設を、極端な高温から避難する場所として地方公共団体が利用できるよう協力する。＜関係府省庁＞
- エアコンの設置等の要件を満たす社会体育施設を指定暑熱避難施設として市町村が指定できることについて周知を図る。＜スポーツ庁＞
- 極端な高温の発生時における、学校における対応、野外の活動等の具体的な運営や実施の在り方等について、検討する。＜文部科学省、スポーツ庁、厚生労働省、国土交通省、環境省＞
- 熱中症特別警戒情報を的確かつ迅速に発表するため、運用に関する指針や体制を整備する。＜環境省＞
- 熱中症特別警戒情報がより実効性の高いものとなるよう、環境省が実施する運用に関する指針や体制の整備等に関し、気象に関する情報の提供等、環境省に対して必要な協力を行う。＜気象庁＞
- 極端な高温等の発生時に、救急搬送人員が急増し救急医療への過大な負担とならないよう、熱中症予防や救急車の適時適切な利用の呼びかけを行う等、全国の消防本部に通知する。＜消防庁＞

- 熱中症特別警戒情報の在り方については、救急搬送に関する情報等の活用も含めて検討する。＜消防庁、環境省＞
- 熱中症弱者のうち、公的な支援が必要な者の特定、所在把握、安否確認、避難誘導や、屋外活動の抑制等の方策について、見守り・声かけ体制や災害対策の仕組み等を参考に検討する。＜内閣府、消防庁、厚生労働省、環境省＞
- 地方公共団体に対し、指定暑熱避難施設の指定等にもつながる、公共施設における必要なエアコン整備について、国による支援事業の周知や活用の働きかけを行う。＜環境省＞
- 災害の発生に伴う停電時等、エアコンが適切に使えない場合を想定した対策について、地方公共団体の関係部局において検討を行うよう、働きかけを行う。＜厚生労働省、経済産業省、環境省＞

8. 熱中症特別警戒情報の発表及び周知と迅速な対策の実施

熱中症特別警戒情報は、気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による重大な健康被害が生じるおそれがある場合と認めるとき、環境大臣から速やかに発表され、地方公共団体や報道機関等を通じて周知及び伝達される。市町村における指定暑熱避難施設の開放を含め、全ての関係者において対策を速やかに実施する。

【具体的な施策】

- 熱中症特別警戒情報の発表について、都道府県及び報道機関へ通知及び周知する。＜環境省＞
- 上記の1で掲げる様々なルートやツールを通じて熱中症特別警戒情報を広く国民に届けるとともに、一層の予防行動が必要なことを強く呼びかける。＜関係府省庁＞
- 地方公共団体における対策の迅速な実施に協力する。＜関係府省庁＞。
- 熱中症特別警戒情報がより実効性の高いものとなるよう、気象に関する情報の提供等、環境省に対して発表に必要な協力を行う。＜気象庁＞
- 熱中症特別警戒情報が発表された地域における住民の啓発に資するよう、当該地域における熱中症による救急搬送者数を迅速に把握するよう努める。＜消防庁＞
- 熱中症特別警戒情報が発表された際には、改正適応法に基づき市町村が指定した指定暑熱避難施設を開放し、適切に運用されることを確認する。＜環境省＞

第3章 熱中症対策の推進体制及び実行計画の見直し等

1. 推進体制

熱中症対策は、国、地方公共団体、事業者、国民等の各主体が連携を強化し、様々な取組について改善を重ねながら、対策の強化を継続的に進めていくことが重要である。

国における対策の推進体制としては、環境大臣を議長とし関係府省庁の局長級を

構成員とする熱中症対策推進会議を軸として進めることとする。同会議において、政府一体となった体制を整え、相互に情報を共有し、協力し合うこととし、実行計画の実施状況の確認や検証、改善、新たな施策の検討等を行う。さらに、同会議において、極端な高温の発生時の対応の在り方について検討し、政府一体となった体制を構築する。

2. 実行計画の見直し及び評価

実行計画については、定期的に地方公共団体、事業者、国民等に対するアンケートやヒアリング等を実施し、熱中症対策の認知度や具体的な対策が定着しているかどうかを把握し、評価する。これらの評価結果や、気候変動による影響評価、高齢化等による社会状況変化、熱中症発生状況の推移、国民世論の動向等を見据え、更なる対策の追加や強化について引き続き検討する。

また、推進体制についても、極端な高温の発生時の対応の在り方の検討結果に応じて、見直すこととする。

見直しの時期については、適応計画と併せて令和8年度目途に見直すこととし、その後はおおむね5年ごとに見直すものとする。